

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	近現代の建造物の継承に向けて －文化庁における検討の状況と参考事例の紹介－
著者 / 所属	恩田 明未 / 文教科学委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	478 号
刊行日	2025-9-29
頁	181-195
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20250929.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

近現代の建造物の継承に向けて

— 文化庁における検討の状況と参考事例の紹介 —

恩田 明未

(文教科学委員会調査室)

1. はじめに
2. 近現代の建造物を取り巻く現状～相次ぐ解体及びその背景～
3. 建造物に係る文化財保護制度と課題
4. 近現代の建造物の継承に関する文化庁の検討～経緯、現況及び課題～
5. 近現代の建造物の継承に関して参考となる事例
6. おわりに

1. はじめに¹

近時、著名な建築家が建てた建築物など人々に親しまれた近現代の建造物²の取り壊しが相次ぎ、メディアでも取り上げられている³。こうした状況を踏まえ、文化庁は、同庁の現行制度では十分に保護が図られていない近現代の建造物の継承を図るため、その方策について検討を行っている。価値ある建造物を継承していくことは文化の発展に寄与するとともに、解体し新しく建てるよりも環境への負荷が少なく意義ある取組である。そこで、本稿では、近現代の建造物を取り巻く現状(2.)、建造物に係る文化財保護制度と課題(3.)、近現代の建造物の継承に関する文化庁の検討の状況等(4.)、近現代の建造物の継承に関して参考となる事例(5.)を紹介する。

¹ 本稿は令和7年9月1日までの情報を基に執筆している(URLの最終アクセスの日付はいずれも同日)。

² 文化庁の近現代建造物緊急重点調査(2.(2)参照)では、その調査対象を「主として20世紀に造られた建築物や土木構造物」としている(文化庁「近現代建造物緊急重点調査事業」<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/kingendai_kenzobutsu_chosa/index.html>)。本稿における「近現代の建造物」はそれに倣い、「主として20世紀に造られた建築物、土木構造物その他工作物」を指すこととする。

³ NHK(令5.5.10初回放送)「“思い出の建物”消えていいですか?問われるニッポンの建築文化」『クローズアップ現代』<<https://www.nhk.jp/p/gendai/ts/R7Y6NGLJ6G/episode/te/GG6KPKQYJX/>>、「近現代建築 保存あり方探る 名建築 解体相次ぐ」『読売新聞』(令5.7.6)、「芸術のしまいかた④戦後建築 保存?解体?制度・基準に壁 地域や一般の関心、残す力に」『日本経済新聞』(令6.8.30)等

2. 近現代の建造物を取り巻く現状～相次ぐ解体及びその背景～⁴

(1) 近現代の建造物を取り巻く現状

第二次世界大戦により我が国のほとんどの都市が戦災を受けたが、戦後の混乱を経た後、復興と工業力の発展・充実によって国際的に注目を集める建築物が生まれるようになった。こうした建築物の多くは都市や文化の中核として建設され、戦後復興のシンボルとなった（図表1）。現在も改修を経て使い続けられているものも多く、人々の生活に身近なものとなっている。なお、我が国は、令和7年8月現在で建築界のノーベル賞と言われるプリツカー賞⁵の受賞者数が国別で最も多い国となっている。

図表1 戦後著名な建築家により建てられた建築物の主な例

建築物	建設年	設計者	現状
旧神奈川県立近代美術館 (鎌倉文華館鶴岡ミュージアム)	昭和26年	板倉準三	令和元年に現施設として開館 令和2年に重要文化財に指定
国立西洋美術館本館	昭和34年	ル・コルビュジエ	平成19年に重要文化財に指定 平成28年に世界遺産に登録
東京文化会館	昭和36年	前川國男	改修のため令和8年以降閉館予定
旧香川県立体育館	昭和39年	丹下健三	解体方針
代々木競技場	昭和39年	丹下健三	令和3年に重要文化財に指定
旧都城市民会館	昭和41年	菊竹清訓	解体
旧大分県立大分図書館 (アートプラザ)	昭和41年	磯崎新	平成10年に現施設として開館 令和4年に登録有形文化財に登録
目黒区総合庁舎 (旧千代田生命保険相互会社本社ビル)	昭和41年	村野藤吾	平成15年に現施設として開庁
島根県立図書館	昭和43年	菊竹清訓	令和3年に登録有形文化財に登録
西日本シティ銀行本店本館ビル	昭和46年	磯崎新	解体
中銀カプセルタワービル	昭和47年	黒川紀章	解体
東京海上日動ビル本館	昭和49年	前川國男	解体

(出所) 文化庁「国指定文化財等データベース」〈<https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index>〉、「旧県立体育館の解体工事と記録保存を進めます」『みんなの県政 THEかがわ』904号（令7.6）7頁、宮崎県都市「旧都城市民会館の特徴と評価を紹介します」〈<https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/soshiki/78/2174.html>〉、「西日本シティ銀行本店：見納め西銀本店 解体へ囲い設置」『毎日新聞』西部夕刊（令2.6.17）、日経クロステックほか編『東京大改造2030 都心の景色を変える100の巨大プロジェクト』（日経BP、令6）、「東京海上日動ビル本館（1974年竣工） 前川唯一の超高層が解体 48年の歴史に幕、経済発展と共にオフィスニーズが変化」『日経アーキテクチュア』1214号（令4.4）56～65頁等より作成

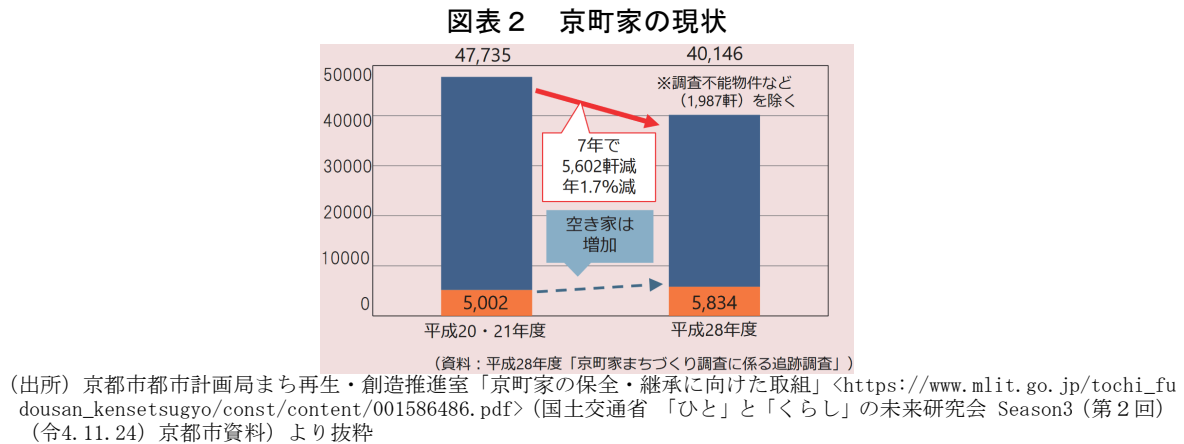
上述のような著名な建築作品ではないものの、地域住民等に愛され現在も使い続けられている近現代の建造物も全国各地に存在する。元は倉庫であった弘前れんが倉庫美術館や、

⁴ 本節は、主に、文化審議会文化経済部会「第4期文化経済部会 報告書～文化芸術活動の創造的循環の実現に向けて～」(令7.3)〈https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunka_keizai/04/pdf/94214001_01.pdf〉、建築文化に関する検討会議「建築文化に関する検討会議 報告書～我が国の建築文化への共通理解作りと具体的行動に向けて～」(令5.5)（URLは後掲注30）、藤岡通夫ほか『建築史 増補改訂版』（市ヶ谷出版社、平22）、西田雅嗣・矢ヶ崎善太郎編『カラー版図説建築の歴史——西洋・日本・近代』（学芸出版社、平25）、吉田鋼市『現代建築保存活用見て歩き』（王国社、令3）、小川格『日本の近代建築ベスト50』（新潮社、令4）を基に記述している。それ以外の引用については脚注を付している。

⁵ 昭和54年創設。建築分野では世界的に最も権威ある賞の一つとされ、建築の芸術性を通して人類と環境に貢献した現役の建築家に対して授与される。日本人の受賞者に丹下健三、槇文彦、安藤忠雄、妹島和世・西沢立衛、伊東豊雄、坂茂、磯崎新、山本理顕（受賞順）がいる（The Pritzker Architecture Prize〈<https://www.pritzkerprize.com/>〉、「建築界のノーベル賞 建築界のノーベル賞を受賞した日本人建築家とその作品」田所辰之助・川嶋勝監修『代表作でわかる世界の建築史入門（ビジュアルで身につく「大人の教養」）』（世界文化社、令4）156～157頁等）。

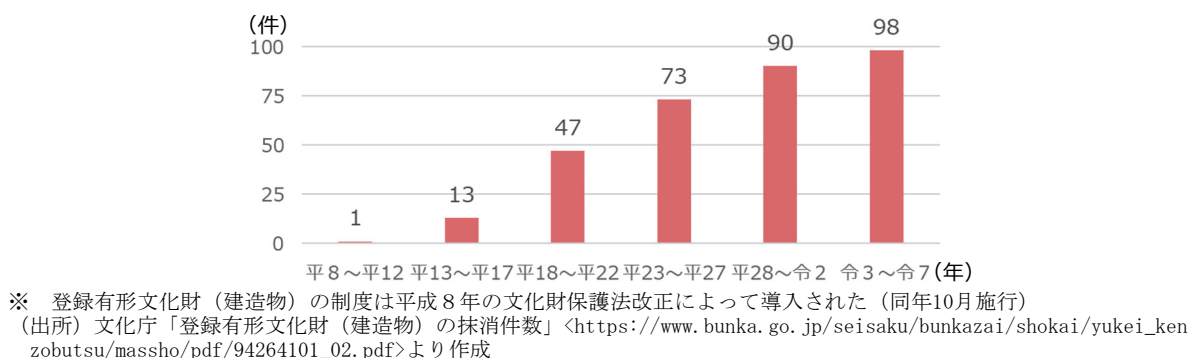
元は芝浦花柳界の見番⁶であった港区立伝統文化交流会館、元は小学校であった京都国際マンガミュージアムなどがその例である。こうした建造物の中には、取り壊しの危機に際し地域住民等による保存・活用を求める動きがあったことで存続につながったものもある。

現在も使い続けられている建築物がある一方で、**図表 1**（表内太字）にあるとおり解体された建築物もある。また、著名な建築作品以外にも京町家⁷といった歴史的な町並みをつくる建築物の解体も相次いでいる（**図表 2**）。



上述の解体が続く建築物は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく保護（3.（1）参照）を受けていないが、同法に基づく保護を受けている登録有形文化財（建造物）の解体も後を絶たない（**図表 3**）。

図表 3 登録有形文化財（建造物）の解体等による登録抹消件数（令和7年8月27日現在）



（2）解体が進む背景

解体が相次いでいる背景には何があるのか。現行の文化財保護制度の課題については3.（2）において述べることにし、本項ではそれ以外の観点から指摘されている点を紹介す

⁶ 「置屋」「料亭」「待合」からなる「三業」を取りまとめ、芸者の取次や遊興費の清算をする施設

⁷ 京都市京町家の保全及び継承に関する条例（平成29年11月16日京都市条例第12号）では、建築基準法が施行された昭和25年以前に建築された木造建築物で、伝統的な構造及び都市生活の中から生み出された形態又は意匠を有するものとの旨定義されている。

る。

一点目は、建築物の捉え方である。我が国では建築物を消費財として捉える傾向が強く⁸、取り壊し・建替えのサイクルが30～50年程度のショートのサイクルで回っていることが挙げられる。建築物を消費財として捉える傾向は、戦禍で歴史的な景観が多く消滅し、私権が拡大した戦後において顕著な流れといえる。

二点目は、経済的な理由である。経済的な負担の内情は建築物の所在地によって異なるが、都市部では主に取得費と相続税や固定資産税等の税が負担となっている一方、地方では主に改修費が負担となっている。また、古い建築物を改修するよりも新築する方が手間⁹がかからず経済的な優遇¹⁰も多いと考えられていることも指摘されている。

三点目は、継承すべき建築物の価値・基準についての共通理解が現状では存在しているとは言い難い点である。全ての建築物を残すことは非現実的であり、一定の建築物を維持・継承していくためには、国としてその基準を示すとともに全体像を把握することが求められる。文化庁は、主として20世紀に造られた建造物について調査し、優れた建築物等の所在地・建設年・規模・構造・現況などを集約する近現代建造物緊急重点調査事業を平成27年度から実施している。本来、同調査によって継承すべき建築物の評価基準が示されることが望ましいところだが、同調査は「まだ何が良い建築かという評価基準が自明ではないのを前提に、「良いと思うもの」をどんどん挙げてみようという形からスタートしてい」とされている^{11, 12}。

3. 建造物に係る文化財保護制度と課題

(1) 建造物に係る文化財保護制度の概要

上述のとおり解体が進む近現代の建造物に対する支援の現状の理解に資するものとして、

⁸ 中古戸建て住宅は、住宅の状態にかかわらず、一律に築後20～25年で市場価値がゼロとされる取扱いが一般的であり、明らかに住宅の価値が回復・向上するリフォームを行った場合も価格に反映されないことが一般的であるとされている（国土交通省土地・建設産業局不動産課住宅局住宅政策課「中古戸建て住宅に係る建物評価の改善に向けた指針」（平26.3）〈<https://www.mlit.go.jp/common/001033817.pdf>〉）。

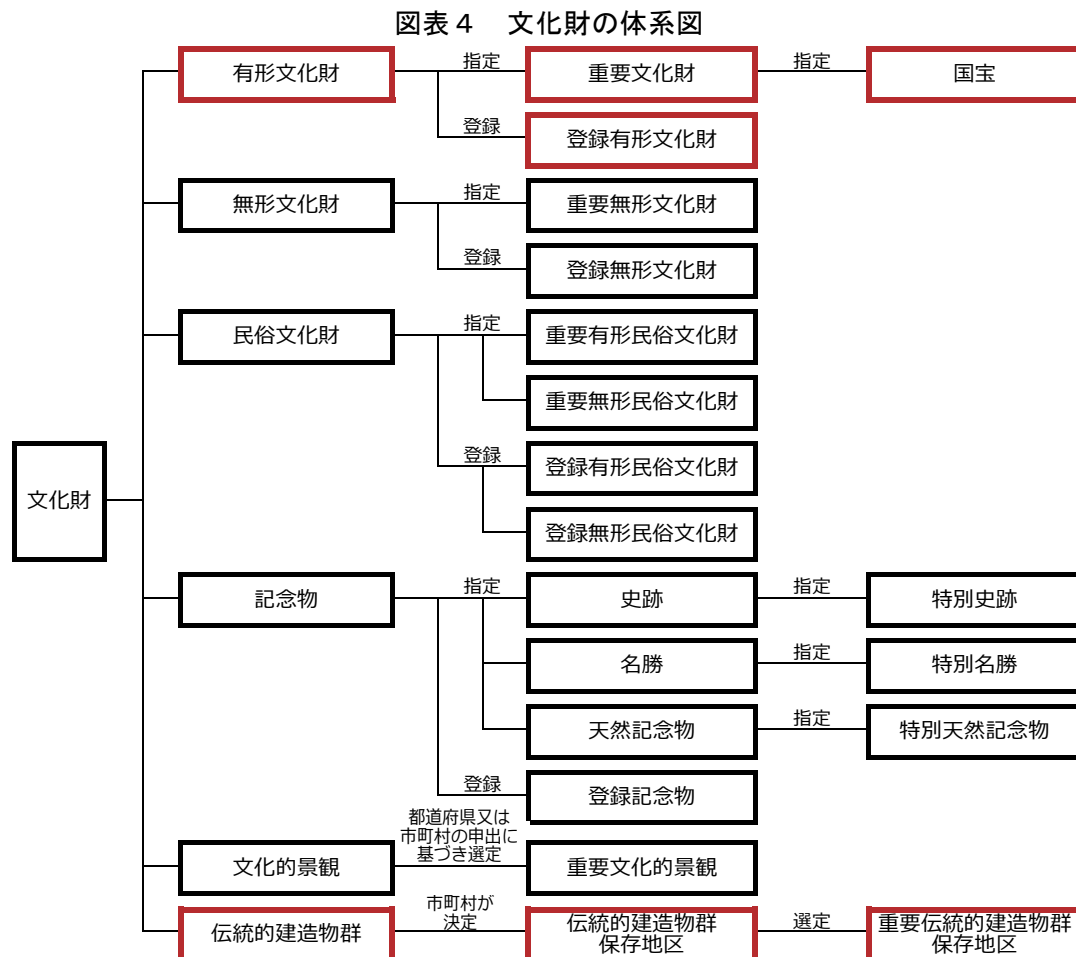
⁹ 建築基準法（昭和25年法律第201号）では、既存の建築物が建築基準法令の改正等により現行の規定に適合しなくなった（既存不適格）場合、改修（増改築、大規模の修繕・模様替、用途変更）の際に現行の規定に適合させることとしている。なお、①国が文化財保護法で文化財に指定した建築物や、②文化財保護法に基づく条例やその他の条例で地方公共団体が定めた建築物で、現状変更の規制と保存のための措置が講じられており、かつ、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したものは、同法の適用を除外することとしている。京都市や金沢市等では、歴史的建築物を建築基準法の適用除外とする条例（②その他の条例）を制定し、歴史的建築物の保存・活用が図られている。

¹⁰ 住宅等の取得に利用可能な税制特例として、住宅ローン減税、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置、住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置、不動産取得税に係る特例措置、新築住宅に係る税額の減額措置、認定長期優良住宅に関する特例措置、認定低炭素住宅に関する特例措置、認定住宅等新築等特別税額控除（投資型減税）等がある。一方、住宅のリフォームに利用可能な税制特例として、リフォーム減税、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置がある（国土交通省「各税制の概要」〈https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html〉）。

¹¹ 建築文化に関する検討会議（第3回）（令5.5.25）議事録23頁〈https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/kenchikubunka/pdf/93909701_01.pdf〉

¹² 同調査については、スピード感がない点（令和6年度末時点で調査が完了している都道府県は8県）や、調査対象がセキュリティなどの関係から公共建築に偏り、商業建築や住宅建築が漏れがちになる点も指摘されている（山崎鯛介「近現代建造物緊急重点調査（建築）概論」『月刊文化財』728号（令6.4）8～9頁）。

本節では、近現代に限らない建造物全般の保護に係る文化庁の現行制度を確認する。具体的には文化財保護法に基づく文化財保護制度のうち、建造物単体の保護制度として有形文化財（国宝・重要文化財、登録有形文化財）を、地区単位での建造物の保護制度として伝統的建造物群を概観する。



(注) 赤枠は本節で紹介する文化財

(出所) 文化庁「未来に伝えよう文化財～文化財行政のあらまし～」(令5.9) 3頁<https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/shuppanbutsu/bunkazai_pamphlet/pdf/93983701_01.pdf>より作成

ア 有形文化財

(ア) 国宝・重要文化財

国は、有形文化財¹³のうち重要なものを重要文化財に指定し、更に重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に指定してその保護を図っている。日常管理や保存修理について国庫補助がある（図表5）一方で、所有者等は、現状変更や保存に影響を及ぼす行為を行おうとする場合、文化庁長官の許可を得なければならないほか、滅失・き損・亡失・盗難等があった場合には届け出な

¹³ 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（文化財保護法第2条第1項第1号）

ればならない。

令和6年12月9日現在の国宝・重要文化財（建造物）の指定件数は、2,589件5,532棟（そのうち国宝は232件298棟）であり、そのうち明治期以降に建てられたものは、429件1,297棟¹⁴（明治期738棟、大正期294棟、昭和期265棟）である（そのうち国宝は明治期の3件5棟）¹⁵。重要文化財に指定されている近現代の建造物の主な例は図表1を参照されたい。

図表5 国宝・重要文化財の所有者等への主な支援

国庫 ^{※1} 補助			補助率
	修理	解体修理、部分修理等	50～85%
税制 優遇	管理	警報設備、消火設備、避雷設備、防犯設備の設置等	50～85%
	公開活用	公開活用に資する設備、付属施設、案内設備・情報機器の整備等	50～85%
	防災	消火施設等の設置、環境保全（火除地の設定等）、耐震対策工事、災害復旧工事	50～85%
	譲渡所得の 非課税	個人が、重要文化財として指定された建造物（土地を除く）を、国（独立行政法人国立文化財機構、国立美術館及び国立科学博物館を含む）・地方公共団体等に譲渡した場合、非課税となる	
その他	課税所得の 特別控除等	個人・法人が、重要文化財として指定された土地等を、国（独立行政法人国立文化財機構及び国立科学博物館を含む）・地方公共団体等に譲渡した場合、2,000万円（上限）の特別控除又は損金算入が認められる	
	相続税の軽減	重要文化財である家屋・構築物、その敷地の相続税について財産評価額の70/100を控除	
	固定資産税等 ^{※2} の非課税	重要文化財である家屋又はその敷地については、非課税	
その他	指定寄付金	個人・法人が、国指定文化財を所有又は管理する公益法人（宗教法人を含む）が行う国指定文化財の保護のために行う修理・防災施設の設置等の事業に要する費用に充てるための寄付をしようとする場合、財務大臣個別指定により寄付金控除（所得税：寄付した金額（当該年の所得金額の40%を上限）－2,000円）・全額損金算入（法人税）が認められる	

※1 表記の国庫補助事業は、災害復旧による20%の補助率加算（補助対象経費の85%が上限）の対象となっている

※2 固定資産税が非課税とされる家屋については都市計画税が、固定資産税が非課税とされる土地については特別土地保有税及び都市計画税が非課税とされている

（注）重要文化財に係る一定の土地等の地価税は非課税とされているが、地価税は平成10年度以降課税が停止されている

（出所）文化庁「国宝・重要文化財建造物 保存・活用の進展をめざして」（令2.1）〈https://www.bunka.go.jp/tokei_haku-sho_shuppan/shuppanbutsu/bunkazai_pamphlet/pdf/pamphlet_ja_04.pdf〉等より作成

（イ）登録有形文化財（建造物）

登録有形文化財は、文部科学大臣が保存及び活用の措置が特に必要とされる文化財を文化財登録原簿に登録する制度である。平成8年の文化財保護法改正により創設された（同年10月施行）。届出制¹⁶と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置を講じ、所有者等による文化財の自主的な保護を促すものである。

令和7年8月27日現在の登録有形文化財（建造物）の登録件数は14,497件であり、そのうち明治期以降に建てられたものは、明治期4,537件、大正期2,923件、昭和前期（昭和元年～昭和20年）3,702件、昭和中期（昭和21年～昭和40年）666件、昭和後期（昭和41年以降）74件である¹⁷。登録有形文化財である近現代の建造物の主な例は図表1を参照されたい。

¹⁴ 複数棟から構成され、中心となる建物が近世以前に建てられたものは除く

¹⁵ 文化庁「国宝・重要文化財（建造物）種類別・時代別指定内訳」〈https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/yukei_kenzobutsu/uchiwake.html〉

¹⁶ 所有者等は、滅失・き損等があった場合や現状変更（解体を含む）等を行おうとする場合、文化庁長官に届け出なければならない。

¹⁷ 文化庁「登録有形文化財（建造物）の登録及び抹消件数」〈https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/yukei_kenzobutsu/pdf/94264101_01.pdf〉

図表 6 登録有形文化財（建造物）の所有者等への主な支援

国庫※ 補助			補助率
	保存修理に係る 設計監理 公開活用	修理工事（解体修理、外観の部分修理等）、建物附属設備（空調設備、電気設備等）の設置改修工事に係る設計監理 公開活用に資する設備・付属施設・案内設備・情報機器の整備、公開活用の安全性確保に必要な防災設備等の整備・耐震対策工事	
税制 優遇	相続税の軽減	登録有形文化財である家屋・構築物、その敷地の相続税について財産評価額の30/100を控除	50%
	固定資産税・ 都市計画税の軽減	登録有形文化財である家屋の固定資産税・都市計画税を2分の1に減税	

※ 表記の国庫補助事業は、災害復旧による20%の補助率加算（補助対象経費の85%が上限）の対象となっている
（注）登録有形文化財に係る敷地の地価税は2分の1に減税されているが、地価税は平成10年度以降課税が停止されている
（出所）文化庁「登録有形文化財建造物制度の御案内 建物を地域と文化に」（令7.3）〈https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/shuppanbutsu/bunkazai_pamphlet/pdf/94245101_01.pdf〉等より作成

イ 伝統的建造物群

伝統的建造物群保存地区の制度は昭和50年の文化財保護法改正により創設された（同年10月施行）。「伝統的建造物群」は、「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」（文化財保護法第2条第1項第6号）と定義されている。市町村は伝統的建造物群保存地区を決定し、地区内の保存事業を計画的に進めるため保存条例に基づき保存活用計画を定め、国は市町村からの申出を受けて、我が国にとって価値が高いと判断したものを重要伝統的建造物群保存地区に選定している。文化庁は、市町村が行う伝統的建造物群保存地区の保存・活用の取組や所有者等に対し、支援を行っている（図表7）。

令和7年9月1日現在の重要伝統的建造物群保存地区の選定件数は、43道府県106市町村129地区である¹⁸。

図表 7 伝統的建造物群保存地区の当該市町村・所有者等への主な支援

市町村への支援	国庫※1 補助			補助率
		調査等	伝統的建造物群の所在する市町村が行う当該伝統的建造物群の保存状況等の調査、調査に基づく保存・防災対策の策定と見直し	
		保存	市町村等が重要伝統的建造物群保存地区の保存のために行う当該地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧	50%
		公開活用	重要伝統的建造物群保存地区内の建造物の公開活用に資する設備、地区内の公開活用に資する付属施設・案内設備・情報機器の整備	50%
		防災	重要伝統的建造物群保存地区における消火施設等の設置、環境保全（火除地の設定等）、耐震対策工事、災害復旧工事	50%
所有者等への支援	税制優遇	相続税の軽減	伝統的建造物※2である家屋・構築物、その敷地の相続税について財産評価額の30/100を控除	
		固定資産税等※3の軽減	①重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物である家屋については非課税、②重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の家屋の敷地等については税額を適宜免除・軽減※4	

※1 表記の国庫補助事業は、災害復旧による20%の補助率加算（補助対象経費の85%が上限）の対象となっている

※2 伝統的建造物群を構成している建築物等（文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第4条第3項第1号）

※3 固定資産税が非課税とされる家屋については都市計画税が、固定資産税が非課税とされる土地については特別土地保有税及び都市計画税が非課税とされている

※4 免除又は軽減にあたっては、市町村が不均一課税条例を定めることが必要

（注）伝統的建造物群保存地区の区域内にある土地の地価税は非課税とされているが、地価税は平成10年度以降課税が停止されている

（出所）文化庁「歴史を活かしたまちづくり 伝統的建造物群保存地区制度のご案内」（令元.12）〈https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/shuppanbutsu/bunkazai_pamphlet/pdf/92099101_01.pdf〉等より作成

（2）現行制度の課題

¹⁸ 文化庁「2. 重要文化的景観・重要伝統的建造物群保存地区」〈https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/pdf/94263501_02.pdf〉

ここまで見た現行制度について、近現代の建造物の継承の観点から指摘されている課題を示す。

一点目は、現行制度では経過年数が求められる点である。登録有形文化財登録基準（平成17年文部科学省告示第44号）には「原則として建設後50年を経過」するものとの規定があり¹⁹、建設後50年を経過していない建造物は将来的には文化財保護法の対象となり得るものであったとしても、同法に基づく保存等の措置は総じてなされない。この点について、「建物というのは15年から20年で一度大規模改修、修繕がなされるのが通例ですけれども（中略）15年から20年ぐらいの段階で、その建物の歴史的価値がある、ないといったことが判断できるものに対しては、長期保存するための手続とか認定をして建物に箔をつけて、より防御していくということも、今後、非常に意味があるのではないか」²⁰、「30年を過ぎたあたりで応援できる制度があると、かなり状況は変わってくる」²¹との指摘がある。なお、経過年数と関連して、伝統的建造物群保存地区では、保存すべき伝統的建造物の基準は各地方公共団体により定められるところ、制度誕生時にはその多くが景観の阻害要因と扱われてきた戦後建築をどのように評価していくのが課題として指摘されている²²。

二点目は、登録有形文化財の所有者等への支援が少ない点である。近現代の建造物は登録有形文化財に多いが、令和6年3月時点で登録有形文化財の解体等の理由の1位が廃業・老朽化等（42.9%）、2位が相続・経済状況の悪化（27.2%）であり、過半数を経済的な事情が占めていることが指摘されている²³。この点について、税制優遇を拡大すべきとの指摘²⁴や、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）²⁵に基づく歴史的風致維持向上計画の認定市町村に対しては交付金の国費率の上限が上乗せされていることを踏まえ、登録有形文化財に対してもこうした支援があれば保存のインセン

¹⁹ 国宝及び重要文化財の指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）では建設後の経過年数は明記されていないが、近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議「近代の文化遺産の保存と活用について（報告）〔建造物分科会関係〕」（平7.10）〈https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hokoku/kindai_kenzobutsu.html〉には指定対象とする時代範囲について、「価値を判断するには、少なくとも半世紀程度の時間の経過が必要であることから、「建設後50年の経過」とすることが適当」との文言があることから、指定に際しても築後50年以上が基準になっているものと思われる（長谷川直司「歴史的鉄筋コンクリート造建造物―特殊な鉄筋構法とRC代替技術―」『建築防災』562号（令6.11）39～44頁）。

²⁰ 建築文化に関する検討会議（第1回）（令5.3.16）議事録16～17頁〈https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/kenchikubunka/pdf/93868301_02.pdf〉

²¹ 前掲注20 21頁

²² 増井正哉「伝統的建造物群保存対策調査の五〇年」『月刊文化財』740号（令7.4）22～25頁

²³ 「建築文化の振興に係るこれまでの取組と今後の論点等」（文化審議会第4期文化経済部会建築文化ワーキンググループ（第1回）（令6.10.31）配布資料4〈https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunka_keizai/kenchiku_bunka/01/pdf/94129001_06.pdf〉）

²⁴ 第217回国会衆議院「登録有形文化財制度に関する質問主意書」（質問第102号、令7.3.13）

²⁵ 文部科学省（文化庁）、農林水産省、国土交通省の共管の法律で、平成20年公布・施行。同法は、「歴史的風致」を「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」（第1条）としている。同法では、市町村は国が策定する基本方針に基づき、歴史的風致維持向上計画を作成し、国の認定を申請することができることとされている。同計画には、重点区域（①重要文化財等として指定された建造物の用に供される土地の区域及びその周辺の土地の区域、又は②重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域及びその周辺の土地の区域）を定めることとされている。同計画が国により認定されると、市町村は、社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）の国費率の上限が5%上乗せされる等の支援を受けることができる。

タイプになるのではないかと指摘²⁶がある。

4. 近現代の建造物の継承に関する文化庁の検討～経緯、現況及び課題～

文化庁はこれまで近現代の建造物について、近現代建造物緊急重点調査事業等の取組を行っていたが、その継承に向けた新たな取組等の検討は令和5年以降に加速した。本節では、検討に至る経緯、検討の状況及びその課題を概観する。

（1）文化芸術推進基本計画²⁷における記述

令和5年3月に閣議決定された「文化芸術推進基本計画（第2期）－価値創造と社会・経済の活性化－」²⁸（以下「第2期文化芸術推進基本計画」という。）では、その策定に当たって実施されたパブリックコメントにおいて建築文化の振興を図るべき旨の意見が提出されたこと等を踏まえ、同計画で初めて「建築文化の振興」に関する施策が掲げられることとなった²⁹（図表8）。重点取組として、建築文化の振興を図るため、近現代建築の保存・活用に関する取組等を推進することなどが示された。

図表8 第2期文化芸術推進基本計画のうち、「建築文化の振興」に関する主な記述

第4 第2期計画における重点取組及び施策群
1. 第2期計画における重点取組
②重点取組2 文化資源の保存と活用の一層の促進
また、優れた建築作品はそれ自体が芸術であり、地域の文化資源でもあることから、 建築文化の振興を図るため、近現代建築の保存・活用に関する取組等を推進する。
【計画期間中に取り組むべき重要施策】
（近現代建築の保存・活用の推進等による建築文化の振興）
○ 建築文化の振興を図るため、後世に継承すべき近現代建築の保存・活用の在り方を検討し、計画的な台帳作成を通じた価値付け、リノベーション等によるストック活用の促進、国立近現代建築資料館の機能強化、国民への普及啓発・社会的気運の醸成等を推進する。
2. 第2期計画における施策群
施策群③「文化財の匠プロジェクト」の推進等による文化資源の保存と活用の好循環の構築
2. 目標を達成するために推進する取組
○ 建築文化の振興を図るため、後世に継承すべき近現代建築の保存・活用の在り方を検討し、計画的な台帳作成を通じた価値付け、リノベーション等によるストック活用の促進、国立近現代建築資料館の機能強化、国民への普及啓発・社会的気運の醸成等を推進する。
施策群⑪ 国立美術館・博物館、国立劇場等の文化振興のナショナルセンターとしてのマネジメント機能の強化、博物館行政の充実
2. 目標を達成するために推進する取組
○ 建築文化を振興する拠点として、開館10周年を迎えた国立近現代建築資料館の機能強化を図る。具体的には、国内外の建築系研究機関や教育機関とのネットワークの構築を一層進めるとともに、総合的な調査研究や人材育成等を展開する。

（注）太字は筆者による

（出所）第2期文化芸術推進基本計画より作成

²⁶ 建築文化に関する検討会議（第2回）（令5.4.21）議事録31頁<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/kenchikubunka/pdf/93879501_01.pdf>

²⁷ 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）の規定に基づき、国が文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定している（計画期間は5年間。第1期：平成30年度～令和4年度、第2期：令和5年度～令和9年度）。

²⁸ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/pdf/93856401_01.pdf

²⁹ 「文化芸術推進基本計画－文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる－（第1期）」（平30.3閣議決定）<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/pdf/r1389480_01.pdf>では、近現代建築に関する資料の継承等の記載はあるものの、文化芸術の一分野として「建築」分野は掲げられていなかった。

（２）第２期文化芸術推進基本計画策定後の文化庁の取組等

ア 建築文化に関する検討会議における検討

第２期文化芸術推進基本計画では建築文化に関する記述がなされたものの、その定義については言及がなかった。建築文化の定義や振興すべき意義等を検討するため、文化庁・国立近現代建築資料館の下、建築文化に関する検討会議が設置され、同会議は令和５年５月に「建築文化に関する検討会議 報告書～我が国の建築文化への共通理解作りと具体的行動に向けて～」³⁰を取りまとめた。

同報告書は、「建築文化」を「建築物とそれを取り巻く景観をめぐる、それらの価値の創造と受容に関わる様々な対象物や営み、人材等までを含め」た概念とした上で、我が国の建築文化の特徴を概観するとともに、特に戦後の建築物やそれを取り巻く景観に焦点を当てながら、ショートスパンでの建替え等に係る課題やその背景を記述している。さらに、建築文化の振興に際して社会に共有されるべき基本的な考え方や、建築・景観をめぐる普及啓発や価値付け、人材育成、制度の見直し、教育、対外発信、拠点形成等といった様々な観点からみた目指すべき姿と、国が取り組むべき方策等を示した。なお、国が取り組むべき方策の一つには「“建築文化” 振興立法を検討」することが含まれている。

イ 文化審議会文化経済部会建築文化ワーキンググループにおける検討

その後は、主に文化審議会文化経済部会の下に設けられた建築文化ワーキンググループ（以下「建築文化WG」という。）³¹において、建築文化の振興という観点から、近現代の建造物の継承・創造に係る新たな制度や事業について検討が進められている。

建築文化WGの設置に際し、その対象について文化庁は「年代で区切ってしまうと、例えば京都なんかは、例えば近世とか幕末のものはたくさんあるので、それが関東にあれば文化財になるかもしれないんですけど、京都は（中略）古くても指定がかかってないものがたくさんありますので、基本的には文化財のスコープに入らないものと考えております。（中略）もちろん文化財と一体ということも考えていくんですけども、一義的には文化財にならないようなものを主に対象としていこうと考えております」と説明している³²。また、後藤治委員³³は「近現代で話をしたのは、あくまでも最初にやった建築文化に関する検討会議のほうでありまして、今度の新しい建築文化のワーキングのほうはもっと視野を広げている」と説明している³⁴。

建築文化WGの議事録は公開されていないため議論の詳細は不明だが、公開されている配布資料によれば、建築物・まち並みの新たなライフサイクル³⁵を支える社会メカニズ

³⁰ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/kenchikubunka/pdf/93924601_01.pdf

³¹ 第４期文化経済部会では第３回（令6.10.3）において、第５期文化経済部会では第１回（令7.4.21～25（持ち回り開催））において設置が了承されている。なお、外務省、経済産業省、国土交通省、観光庁がオブザーバーとして出席している。

³² 文化審議会第４期文化経済部会（第３回）（令6.10.3）議事録８頁<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunka_keizai/04/03/pdf/94136201_01.pdf>

³³ 学校法人工学院大学総合研究所教授で、建築文化に関する検討会議座長及び建築文化WG臨時委員

³⁴ 前掲注32 ８頁

³⁵ 持ち主や地域の関係者、専門家が主体的に意思を持って今後の在り方の思考・行動をリードしながら、既存

ムを官民協力型で政策的に形成していくべきとの認識³⁶の下、継承・創造すべき文化的価値ある建築・景観のリスト化やその基準について表彰事例等を参考に検討が行われているようである³⁷。さらに、リストに掲載された建物等の管理、活用、改修及び資金調達等に係る計画³⁸（以下「継承計画」という。）を、所有者が専門人材³⁹のサポートを受けて策定する取組を促すことや、継承計画を策定し、所有者による継承の意思と実行性が認められる場合に、税制優遇等の維持・継承に係る優遇を与えることも検討されているようである⁴⁰。

（３）継承計画に係る検討課題

継承計画の制度設計に当たっては様々な検討課題があるが、ここでは建築文化に関する検討会議や文化審議会文化経済部会で言及があった点を紹介する。

一点目は、市町村の関与についてである。現状、継承計画へ市町村がどのように関わるのか分からないが、建造物は市町村が行っている景観形成やまちづくりに直結することから、何らかの関与は想定される。既に市町村は様々な計画の策定を行っており⁴¹、市町村の負担を増やさないような配慮が求められる。

二点目は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に係る規制緩和についてである。例えば住宅街にある建造物を活用しようとした場合、現在は都市計画法上、観光事業への活用が難しいことが指摘されている⁴²。継承計画が都市計画法に係る規制緩和に踏み込むことができるのか今後の調整が期待される。ただし、緩和によるオーバーツーリズム等の近隣住

の建築物・まち並みを継承・アップデートしつつ、新たな価値創造を図るライフサイクルモデル

³⁶ 「建築物・まち並みのライフサイクルと継承に向けた計画策定」（建築文化WG（第3回）（令7.2.27）配布資料1〈https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunka_keizai/kenchiku_bunka/03/pdf/94177102_02.pdf〉）

³⁷ 前掲注23

³⁸ 前掲注36では、継承計画の主な項目（案）として、①当該文化的建造物（群）の基礎情報（建物の現状・文化的価値等）、②活用・継承に係る修繕／改修計画、③活用・継承の体制、期間、④活用・継承に係る事業スキーム・資金計画、⑤解体する場合の継承のための方針及び具体的な措置が挙げられており、同計画の対象は単体の建造物に限られないようである。

³⁹ ヘリテージマネージャー（全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会の事務局が置かれている公益社団法人日本建築士会連合会のホームページ〈<https://www.kenchikushikai.or.jp/torikumi/hm-net/index.html>〉）では、「ヘリテージマネージャー（地域歴史文化遺産保全活用推進員）とは、地域に眠る歴史文化遺産を発見し、保存し、活用して、地域づくりに活かす能力を持った人材」とされている）等

⁴⁰ 文化庁は、「文化庁の予算というのは年間1,000億円と決まっている中で、増えていく文化財の修理を回していかなきゃいけないということになりますので、（中略）そこにさらに近現代の建物が加わって、それを維持・継承していくとなると、また何か違う形で近現代の建物を維持・継承していく仕組みをつくらないと駄目なのではないか」と問題意識もございまして、そのためには、建物そのものが、自ら果実を得て、（中略）その果実で建物を維持管理していくという、そういうサイクルを生むことが重要ではないか」と説明している（前掲注32 3頁）。

⁴¹ 文化審議会第4期文化経済部会（第2回）（令6.7.8）議事録27頁〈https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunka_keizai/04/02/pdf/94096901_01.pdf〉。文化関係では、前掲注25の歴史的風致維持向上計画のほか、文化財保護法に基づく文化財保存活用地域計画や文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号）に基づく地域計画等がある。

⁴² 前掲注26 21～22頁、前掲注41 25頁。前者の中で言及されている建築物（VILLA COUCOU）は、都市計画法上の用途地域「第一種低層住居専用地域」（低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域）に位置している。第一種低層住居専用地域において建築物の許容される用途は、専用住宅のほか小規模な店舗等兼用住宅、小中学校等に限られる。

民への影響についても指摘がある⁴³ことを付言しておく。

三点目は、継承計画の柔軟性である。現在、継承計画では所有者の状況等に応じた分類⁴⁴が考えられるとされている。「建築や町並みの保存に関して法で縛り過ぎて、その結果、建築家の強い思想とかデザイン性を制限するようなことになってしまったら、それは逆効果になるのではないか（中略）、リノベーションの際にデザインを制限しすぎる形での法整備というのは要注意」⁴⁵との指摘があるほか、文化財保護法に基づく個別認定の保存活用計画⁴⁶には「何にするのかというのをかなりがちがちに縛られる」⁴⁷との指摘があり、継承計画には柔軟性が求められる。一方で、継承への実効性も求められることからそのバランスが重要となる。

5. 近現代の建造物の継承に関して参考となる事例

前節で見たとおり、文化庁では新たな制度等の検討が行われているが、その検討の更なる深化に資する事例として、フランス及び石川県金沢市の制度・取組を紹介する。

（1）フランスの「顕著な現代建築」ラベル

フランスの「顕著な現代建築（Architecture Contemporaine Remarquable）」ラベル（以下「ACRラベル」という。）について、独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所「近現代建築等の保護・継承等に係る海外事例調査」（令5.11）⁴⁸を基に紹介する。

ACRラベルは、平成11年に創設され現在は廃止されている「20世紀文化財（Patrimoine du XXe siècle）」ラベルの後継である。「創造の自由、建築、文化財に関する法律（loi relative à la Liberté de la Création, à l'Architecture et au Patrimoine）」（以下「LCAP法」という。）に根拠を持ち、同法上、保存を目的に含む「顕著な文化財サイト（Sites Patrimoniaux Remarquables）」（以下「SPR」という。）⁴⁹と区別され、振興に特化したものであることが明確にされている。ACRラベルの目的は、①比較的新しい時代の建造物（20世紀と21世紀）に注目し、②その遺産価値に対する理解を一般の人々に広め、③建築と環境の質に対する意識の向上を図るとともに、④対象建造物の進化を支援することで、建築遺産としての継承を図ることとされている。

その対象は①建築的・技術的に特徴があるもののほか、②建設後100年に満たないもの、

⁴³ 前掲注41 25頁

⁴⁴ 前掲注36では、「そのまま維持管理型」（所有者が現状において特に課題はないが、維持管理の負担を少しでも軽減するため税制優遇支援を受けたい場合）、「継承困難型」（所有者が新たな所有者等を探したい場合）、「大きく収益事業型」（建物に健全性、承継、利活用等の複合的な課題がある場合）等が示されている。

⁴⁵ 前掲注26 24頁

⁴⁶ 各文化財の個別の状況に応じて、その保存・活用の考え方や所有者等において取り組んでいく具体的な取組の内容を位置付けた、個々の文化財の保存・活用を進めていくための指針となる基本的な計画

⁴⁷ 前掲注32 5頁

⁴⁸ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/kenchikubunka/pdf/93978901_01.pdf、フランスのほか、イギリス、ドイツ、イタリア、オランダ、台湾の建築文化振興に係る制度等が掲載されている。

⁴⁹ LCAP法は、各地域の生活様式や伝統、共有知の継承・発展を促すため、文化財が一定のまとまりをもって存在する範囲をSPRと定義している。フランスでは、建造物の保護の枠組みは大きく、建物単体の保存が主体の歴史的モニュメントと面的な保存を前提とするSPRに分かれる。

③歴史的モニュメントに指定・登録されていないものであることとされている。さらに、建築的又は技術的な特徴を測る目安として、①創作的な独自性、②革新的又は実験的な計画・設計、③公共政策における模範性、④思想運動や建築運動の行動原理との関係性、⑤著名な建築作品、⑥著名な建築家又は建築家グループの作品の6つの基準が示されている。

ACRラベルは、文化省の地方分散化組織である地方圏文化局（Direction Régionale des Affaires Culturelles、以下「DRAC」という。）が所管し、ラベルの付与や取消しはDRACに設置された地方圏文化財建築審議会（commission régionale du patrimoine et de l'architecture）が審査して認否を決定する。ACRラベルは、①改修や解体により基準を満たさなくなったと判断された場合、②歴史的モニュメントに指定・登録された場合、③建設後100年を超えた場合に取り消される。令和7年8月現在、ACRラベルが付与された建造物（以下「ACRラベル建造物」という。）は1,392件となっている⁵⁰。

ACRラベル建造物に対するLCA法上の物理的な規制措置はなく、所有者は当該建造物の改修及び解体の工事許可の提出に際して、DRACに事前の情報提供を行う義務を負うのみである。ACRラベル建造物への支援として、DRACは建築的価値の評価や技術的な診断等の調査に対して資金面を含めた支援を行うことができる。さらに、文化省は、国内の国立建築大学によるACRラベル建造物の改修・開発の計画・工事への研究的側面からの関与を推奨している。

（２）石川県金沢市の「現代建築レガシー保存継承のためのガイドライン」

石川県金沢市では、同市所有の公共建築物のうち、建築的価値が高く同市の建築文化の中心を担う重要な現代建築物を「現代建築レガシー」に位置付けてその価値を明示するとともに、建築的価値の保存継承の方向性や具体的な手段を示すことで、関係者が適切な措置を講ずるための指針として「現代建築レガシー保存継承のためのガイドライン」（令4.3）⁵¹を策定している。同ガイドラインの運用により、建築物の意匠の長寿命化とライフサイクルコスト⁵²の縮減や重層的な建築文化の継承と更なる発展が期待されている。

現代建築レガシーの選定基準は、①金沢市所有の公共建築物、②戦後（昭和20年以降）に建設された建築物、③文化財建築物以外、④対象建築物や建築家に対する国内外の受賞歴による評点が5点以上であることとされている。また、新たに基準を満たす建築物が生じた際は、その都度現代建築レガシーに加えるとともに、文化財に指定・登録されるなど基準を満たさなくなった場合には、対象から除外するものとされている。令和7年8月現在で現代建築レガシーは8件である。

同ガイドラインは、現代建築レガシーの保存継承のため、法定点検に加えて建築的価値

⁵⁰ “Label 《Architecture contemporaine remarquable》,” MINISTÈRE DE LA CULTURE, <<https://www.culture.gouv.fr/aides-demarches/protections-labels-et-appellations/label-architecture-contemporaine-remarquable>>

⁵¹ https://www4.city.kanazawa.lg.jp/material/files/group/2/01_gendaikenchikuregasi_guideline.pdf

⁵² 建築物の生涯において直接必要となるコスト、具体的には、建設コスト、使用期間中の建築物に係る様々なコスト（光熱水費、維持管理費、修繕費等）、使用終了時に必要なコストを総計したもの（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『建築物のライフサイクルコスト 令和5年版』（建築保全センター、令5.10）3頁）

の現状課題を把握するための独自の点検として「建築診断」（建築物について、意匠の改変や滅失等がないか、建築的価値の現状を把握するために行う、目視等による現地確認や関係者への意見聴取等）を概ね10年周期で実施することとしている。また、建築診断及び修繕・改修策検討においては、①設計者本人が、又は設計者本人が不在の場合は②設計コンセプトや建築物の良さなどを十分理解している者（当初の施工者、設計に関わったスタッフ等）が直接実施、又は助言指導等で関与できる体制のもとに実施するものとしている。

現代建築レガシーに選定されている玉川図書館は、同ガイドラインに基づき改修計画が策定され、令和7年7月から改修工事に着手するとされた⁵³。

（３）参考となる点

本節のまとめとして、文化庁が近現代の建造物の継承に向けた制度等の検討を今後進めるに当たって、上述の事例から参考となる点をそれぞれ示したい。

フランスのACRラベルについては、建設年数が100年を超えた場合に認定が取り消される点である。現在検討中の継承すべき建造物のリスト化の具体的基準では、建設年数について「過去から現在に至る幅広い時代を対象とする」⁵⁴とされている。建設年数により一定の区切りをつけなければ膨大な数となる可能性もあり、ACRラベルを参考に、建設後から一定期間リストに掲載し維持・継承を支援するとともに、現行の文化財保護制度への橋渡しを行いつつ、ある程度の建造物の新陳代謝を促すことも一案であろう。

金沢市の現代建築レガシー保存継承のためのガイドラインについては、改修策等検討において設計コンセプト等の理解者の関与が求められている点である。継承計画の作成に当たっては専門人材のサポートが想定されているが、建造物の文化的な価値等を守るため、設計コンセプト等を理解する専門人材とマッチングできるような制度となることが望ましい。

両事例では選定基準等も参考となる。近現代の建造物の継承や建築文化の発展に向けて、フランスや金沢市を始めその他の事例等を参考に今後文化庁における検討が進むことが期待される。

6. おわりに

今現在も、地域の景観の一端を担う近現代の建造物が解体の危機に瀕しており、維持・継承に向けて迅速な対応策が求められる。しかし、建築文化WGは令和7年6月下旬に議論のとりまとめを行う予定とされていたところ、令和7年2月27日を最後に開催されていない。さらに、令和5年度、令和6年度の経済財政運営と改革の基本方針や令和6年度、

⁵³ 「谷口親子設計の建築保存 来年度から改修」『北國新聞』（令4.5.28）、「開館当初の意匠復元へ 谷口親子共同作品玉川図書館改修 7月から1年半掛け工事実施 金沢市議会文教委」『日刊建設工業新聞』石川県（令7.1.29）。同図書館は、東宮御所や迎賓館和風別館等を設計した谷口吉郎とその息子でニューヨーク近代美術館新館や葛西臨海水族館等を設計した谷口吉生の親子共同作。

⁵⁴ 「継承を促進するための顕彰、継承のための基準イメージ」（建築文化WG（第2回）（令6.12.19）参考資料1〈https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunka_keizai/kenchiku_bunka/02/pdf/94148301_04.pdf〉）

令和7年度の文化庁の予算資料には記載があった「建築文化」の文言は、「経済財政運営と改革の基本方針2025 ～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」(令7.6閣議決定)⁵⁵では記載が無くなっている⁵⁶。

一方、地方に目を向けてみると、現在解体方針が示されている旧香川県立体育館(図表1)を巡っては、存続を望む有志団体等と香川県の間で協議が行われており⁵⁷、今後の動きが注目される。

既存制度との整理を行いつつ近現代の建造物の継承に向けた新たな取組が実施されるのか、文化庁の今後の動向とともに、近現代の建造物の継承の好事例となり得る地方の動きについても注視していきたい。

(おんだ あみ)

⁵⁵ https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2025/2025_basicpolicies_ja.pdf

⁵⁶ 文化庁「令和6年度 予算の概要」77頁<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/yosan/pdf/94041801_01.pdf>、「令和7年度 予算の概要」44頁<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/yosan/pdf/94196901_01.pdf>には、「建築文化振興法(仮)に伴う国の責務を果たすべく」との記載があった。また、「経済財政運営と改革の基本方針2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～」(令5.6閣議決定)25頁<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2023/2023_basicpolicies_ja.pdf>には「文化芸術による地方創生や文化芸術のグローバル展開等の強化に向け、(中略)食文化や建築文化、生活文化、書籍を含む文字・活字文化、文化観光等による新たな価値創造(中略)を図る。」、「経済財政運営と改革の基本方針2024 ～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(令6.6閣議決定)31頁<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2024/2024_basicpolicies_ja.pdf>には「食文化等の生活文化や建築文化、文化観光の推進等を通じた地方創生(中略)を図る」との記載があった。なお、文化庁「令和8年度 概算要求の概要」42頁<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/yosan/pdf/94263701_01.pdf>では、「建築文化振興法(仮)に伴う国の責務を果たすべく、必要な調査研究を行う」として、「建築文化に係る調査：2件×10百万円」との記載がある。

⁵⁷ 有志団体が令和7年7月に同建物や土地を買い取り改修した上でホテル等にする再生案を示したが、香川県教育委員会は「具体的な計画などは明確になっておらず、(解体の)先延ばしはできない」とする文書を団体側に送ったとされる(「解体の先延ばし、県教委「できぬ」 船の体育館再生案に回答」『朝日新聞』香川県(令7.8.7))。8月7日には解体工事に係る入札(入札期間：9月2日～4日、開札日：9月5日)が公告されたが、有志団体は8月26日に記者会見を行い、香川県との協議を実現するため、建物の解体を差し止める仮処分の申立てや住民監査請求といった法的手段を活用していくことを示した(「旧香川県立体育館、解体工事の入札公告 有志団体、差し止め申請へ」『毎日新聞』香川県(令7.8.28))。その後、8月28日に有志団体と香川県の間で、有志団体が示した再生案について意見交換が行われた(「船の体育館、解体巡り協議 建築家ら団体と県など」『朝日新聞』香川県(令7.8.29))。